⑷　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより、各事業年度終了の日から４月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内	
⑸　当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで	
⑹　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から４月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から４月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内	
⑺　⑶又は⑸に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合　当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで	
⑻　⑷又は⑹に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合　当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内	
7　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の１は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。この場合において、指定を受けたい場合には、延長期間の月数を「（　　）月間」内に、指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を１月間（連結申告法人にあっては２月間）としたい場合には、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前（　　）月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたい場合には、変更する前の延長期間を「変更前（　　）月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後（　　）月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第３項第１号又は第５項第１号に係る場合は、（　　）内には「2」から「4」まで（連結申告法人にあっては「3」又は「4」）の数字を記載すること。	7　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の１は、「指定を要しない場合」と「指定を要する場合」のいずれか不要な文字を抹消すること。この場合において、「指定を要する場合」の欄には指定を受けようとする延長期間の月数を（　　）内に記入すること。
8　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の２は、６⑴から⑻までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載すること。	8　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の２は、法第72条の25第３項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第５項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第２条第18号の４に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。